

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
20	B 地方に対する規制緩和	産業振興	総合特区推進調整費の支援期間の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。	【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。	計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長することで、特区事業への機動的支援を可能とする。	「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	内閣府	愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県	
37	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の要件緩和(住宅応急修理における年齢・所得要件の廃止及び基準額等の拡大)	大規模災害時における住宅の応急修理について、所得制限や年齢要件を廃止する。また、現在の基準額では1回の修理で全て完了しないため、基準額の増額と、修理対象範囲を、6畳を超える畳、内装などについても拡大することを求める。	被害判定や所得が同じであっても、半壊の場合は、世帯主の年齢が1歳違うだけで対象にならない世帯がある。 また、応急修理の範囲は、日常生活に必要な最小限度の部分(屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等)に限られている。 長岡市の中山間地域では都市部に比べて日本家屋の特徴である和室の数が多いため、日常生活に必要な部分として畳の張替を求める声が多く、修理の実態と制度が合っていない。日常生活に必要な修理であるため、規制緩和(基準額の拡大や対象範囲の拡大)をお願いしたい。	所得制限や年齢制限を廃止することにより、全被災者が制度を活用できるため、不公平感が無くなり、申請事務等の効率化が図られる。被災者としては、1回の修理で全て完了したいことから、対象範囲を拡大し基準額を増額することで、修理の実態と合致する。	災害救助法第4条第1項第6号 災害救助法施行令第3条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(内閣府告示第228号)	内閣府	長岡市	応急修理に関する新聞記事  平成25年住宅・土地統計調査(抜粋)
38	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災者生活再建支援法の改善	被災者生活再建支援法第3条の被災者生活再建支援金について、全壊、大規模半壊などの区分でなく、損傷割合が上がるにつれて、支援額が緩やかに高くなるような制度に改正することを求める。	災害に係る住家の被害認定において、住家の損傷割合が1%低いだけで、下のランクに被害判定されると、支援金の額に大きな差がある。 被害判定の結果に不満を持ち、再調査を依頼する被災者が殺到し、職員は窓口対応や、再調査の対応に追われることとなる。 なお中越地震の際は、長岡市は66,485件の調査を実施したが、約6,000件について再調査を実施した。再調査のピーク時は、1日当たり30人の職員が調査に従事した。	支援金の額が緩やかに上がることによって、被害程度による不公平感が緩和されることで、再調査の依頼の減少につながり、受付事務等の効率化が図られる。	被災者生活再建支援法第3条	内閣府	長岡市	「災害の検証」抜粋(長岡市作成:中越地震の災害検証内部資料)

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、徳島県、宮崎県	<p>○「つくば国際戦略総合特区」においても、数値目標の目標年度が平成28年度であるため、本年9月、目標年度を延長するための計画変更申請を予定しているが、一方で、現状では調整費の活用可能期間は平成29年3月9日までであるため、計画変更が認定されても、調整費の活用は継続できないという支障がある。</p> <p>本特区は、毎年度1件以上の新規プロジェクト創出を目標としており、創出間もないプロジェクトや、今後創出される新たなプロジェクトにおいて、今後も調整費の活用可能性があることから、調整費の支援期間の延長を求める。</p> <p>○本県は他県と平成22年に「東九州メディカルバレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定を受けたが、数値目標の目標年(平成28年)を迎えるため、現在、両県にて計画変更による継続認定申請を検討中である。医療機器研究開発支援事業に総合特区推進調整費を活用した実績があり、今後も支援が必要な事業があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>○アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区と同様、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区及びさがみロボット産業特区では、平成24～26年度の間に総合特区推進調整費を活用した実績があり、拠点施設の整備や医療機器開発や生活支援ロボットの実用化など、さまざまな取組を進めており、順調に進捗している。</p> <p>総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている。本県における両特区では、最初の計画認定から5年が経過する平成29年3月9日又は平成30年6月28日以降は調整費の活用ができないという支障があり、今後も活用の可能性があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>※京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。</p> <p>※さがみロボット産業特区の計画期間は、平成29年度までであるが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。</p>	<p>総合特区推進調整費については、平成29年度予算案として15億円が計上されており、今後も調整費を活用した総合特区の財政支援を行っていく。</p> <p>支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する使途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。</p>
いわき市、茨城県、小山市、日高市、茂原市、上越市、安曇野市、伊豆の国市、滋賀県、宇和島市、西条市	<p>○平成27年9月関東・東北豪雨災害において、本県では、特例的に、資力要件により法の支援の対象外となっていた半壊世帯に対しても、県及び市町の負担により住宅の応急修理を実施した。なお、半壊の場合の資力要件の撤廃については、国に対して現在も要望しているところ。</p> <p>○応急修理が行われやすくなる事で、災害復旧が行われやすくなり、避難者が自宅に戻れることで、避難所の縮小、避難者の健康維持も図られると考える。</p> <p>○大規模災害時における住宅の応急修理に所得制限や年齢要件があると同じ被災者であっても、制度を活用できる方とできない方がでてきてしまうため、不公平感の解消と申請事務等の効率化を図る。</p> <p>○東日本大震災を受け、本市においても災害救助法に基づく住宅の応急修理事業を実施したが、提案内容と同様の要望が市民からあったため、制度改正が必要と考える。</p> <p>○本市には大きな河川が2本あり、今後も水害にみまわれる可能性が大きい。水害による対象範囲の拡大及び判断基準の明確化をお願いしたい。また、年齢制限や所得制限を廃止し、全被災者が公平に制度を活用できるようにお願いしたい。</p>	<p>1. ご提案の災害救助法に基づく「住宅の応急修理」に係る所得制限や年齢要件の廃止については、この取り扱いを「災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。」とし、自治体が個々の被災者の状況を踏まえて柔軟に取り扱えるよう運用を改める旨、各都道府県宛て「災害救助法における住宅の応急修理について」(平成28年5月20日付事務連絡 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当))を発出するとともに、当該事務連絡について管内市町村に対し周知していただくようお願いしたところである。</p> <p>2. 災害救助法に基づく「住宅の応急修理」の制度は、住家が半壊等の被害を受けた場合に、応急的な対応として居室、台所、トイレなどの差し当たり日常生活を営むために必要欠くことのできない部分を修理し、被災者の当面の居住の安定を図るものであり、応急修理の給付水準(基準額)は、こうした制度の趣旨を踏まえたものである。</p> <p>3. なお、畳などの補修範囲に関する点については、制度の趣旨を踏まえつつ運用見直しの必要性や実態等を勘案し、今後検討してまいりたい。</p>
小山市、日高市、上越市、安曇野市、愛媛県	<p>○被災状況の判定による不公平感が生まれないように、損傷割合の取扱いには配慮が必要ではないか。また、職員への負担は軽減されるべきと考える。</p> <p>○住家の被害認定における一次調査(浸水深による判定)では、床上浸水(1m以上)が大規模半壊で、床上浸水(1m未満)が半壊となるが、1cmの差で認定が分かれ、被災者生活再建支援金に大きな差がでるため、もっと段階的な支援金の給付を求める。</p> <p>災害に係る住家の被害認定において、浸水深による判定の場合、1mのボーダーラインのところは、測定結果が1cm違っただけで認定結果が大規模半壊と半壊に分かれてしまい、支援金の額に大きな差がでてしまう。このため、被害判定の結果に不満を持ち、再調査(二次調査)を依頼する被災者が多く現れ、職員は苦情対応や二次調査対応に追われることとなる。二次調査(部位による判定)では、浸水深による判定より大きな被害認定とはなりにくく、二次調査をしても判定結果が変わらないので、さらに被災者の不満が高まってしまう。</p>	<p>被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建を支援することを目的としており、住宅に「全壊」や「大規模半壊」等の重大な被害を受けた世帯に限って支援の対象とし、被害程度や再建方法に応じて最大300万円の支給を行うものであり、制度の趣旨から、御提案の損害割合に比例して支援金額が上昇するような仕組みとはなっていないことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>いずれにしても、被災者生活再建支援制度の見直しについては、東日本大震災を始め、過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランス、国や都道府県の財政負担などを勘案する必要があり、慎重な検討が必要と考えます。</p>

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
72	B 地方に対する規制緩和	産業振興	総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。	【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。	計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長することで、特区事業への機動的支援を可能とする。	「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	内閣府	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県	
165	B 地方に対する規制緩和	その他	総合特区推進調整費の支援期間の延長	【総合特区推進調整費による支援期間の延長】 総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間(当該総合特区にかかる最初の計画の認定から5年以内に限る)の延長	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。 これまで、各府省の予算はもとより、当該調整費により、BNCT治療システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めてきており、順調に進捗している(内閣府総合特別区域推進本部 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。  これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降もけいはんな学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを展開していく予定である。 しかしながら、当該調整費は支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特区計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。(関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	総合特区の計画更新時期を迎えるなか、新計画の認定に併せ、調整費の支援期間を延長することにより、特区事業への重点的・機動的支援が可能となる。 特に関西が強みを有する医療・医薬、バッテリー・エネルギー分野に関し、総合特区制度を活用した、スピード感をもった支援を行うことにより、これら分野における研究開発や技術革新等に寄与。	・総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 ・総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府地活第9号)	内閣府	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	
195	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大	市町村域をまたがる災害が発生した場合、基準に満たない市町村の被災者は支援金の対象とならないことから、一連の災害であれば全ての被災団体を支援しよう対象を拡大	【現状の制度】 被災者生活再建支援制度については、被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にも関わらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならない場合がある。その場合、地方は独自制度で支援することが多いが、その場合は国から特別交付税として50%が支払われることとなる。 【支障事例・昨年度からの状況変化】 本年4月に発生した熊本地震においても、熊本県は100世帯以上が全壊したため県全域が適用されたが、大分県内では全壊が九重町の一帯のみであり、同法が適用されていない(H28.5.17現在)。また、平成26年8月の豪雨災害では、丹波市を中心に甚大な被害が発生し、被災者生活再建支援制度を適用したが、猪名川町や神戸市では一部損壊に止まり、同制度を適用できなかった。なお同豪雨災害では、京都府や徳島県でも同様の事例が発生している。 【再提案理由】 これまでの内閣府の回答は、こうした小規模の被害は地方自治体が支援すべきであるとのことだが、この制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としており、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用していることを踏まえると、同一の大規模災害の被害に関しては全て適用するべきである。	被災戸数に関わらず全ての被災団体が支援対象となることにより、被災者の住宅再建の負担軽減を図ることができる。	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	内閣府	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、徳島県、宮崎県	<p>○「つくば国際戦略総合特区」においても、数値目標の目標年度が平成28年度であるため、本年9月、目標年度を延長するための計画変更申請を予定しているが、一方で、現状では調整費の活用可能期間は平成29年3月9日までであるため、計画変更が認定されても、調整費の活用は継続できないという支障がある。</p> <p>本特区は、毎年度1件以上の新規プロジェクト創出を目標としており、創出間もないプロジェクトや、今後創出される新たなプロジェクトにおいて、今後も調整費の活用可能性があることから、調整費の支援期間の延長を求める。</p> <p>○本県は他県と平成22年に「東九州メディカルバレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定を受けたが、数値目標の目標年(平成28年)を迎えるため、現在、両県にて計画変更による継続認定申請を検討中である。医療機器研究開発支援事業に総合特区推進調整費を活用した実績があり、今後も支援が必要な事業があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>○アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区と同様、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区及びさがみロボット産業特区では、平成24～26年度の間に総合特区推進調整費を活用した実績があり、拠点施設の整備や医療機器開発や生活支援ロボットの実用化など、さまざまな取組を進めており、順調に進捗している。</p> <p>総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている。本県における両特区では、最初の計画認定から5年が経過する平成29年3月9日又は平成30年6月28日以降は調整費の活用ができないという支障があり、今後も活用の可能性があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>※京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。</p> <p>※さがみロボット産業特区の計画期間は、平成29年度までであるが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。</p>	<p>総合特区推進調整費については、平成29年度予算案として15億円が計上されており、今後も調整費を活用した総合特区の財政支援を行っていく。</p> <p>支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する使途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。</p>
茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、宮崎県	<p>○「つくば国際戦略総合特区」においても、数値目標の目標年度が平成28年度であるため、本年9月、目標年度を延長するための計画変更申請を予定しているが、一方で、現状では調整費の活用可能期間は平成29年3月9日までであるため、計画変更が認定されても、調整費の活用は継続できないという支障がある。</p> <p>本特区は、毎年度1件以上の新規プロジェクト創出を目標としており、創出間もないプロジェクトや、今後創出される新たなプロジェクトにおいて、今後も調整費の活用可能性があることから、調整費の支援期間の延長を求める。</p> <p>○本県は他県と平成22年に「東九州メディカルバレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定を受けたが、数値目標の目標年(平成28年)を迎えるため、現在、両県にて計画変更による継続認定申請を検討中である。医療機器研究開発支援事業に総合特区推進調整費を活用した実績があり、今後も支援が必要な事業があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>○関西イノベーション国際戦略総合特区と同様、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区及びさがみロボット産業特区では、平成24～26年度の間に総合特区推進調整費を活用した実績があり、拠点施設の整備や医療機器開発や生活支援ロボットの実用化など、さまざまな取組を進めており、順調に進捗している。</p> <p>総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている。本県における両特区では、最初の計画認定から5年が経過する平成29年3月9日又は平成30年6月28日以降は調整費の活用ができないという支障があり、今後も活用の可能性があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>※京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。</p> <p>※さがみロボット産業特区の計画期間は、平成29年度までであるが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。</p>	<p>総合特区推進調整費については、平成29年度予算案として15億円が計上されており、今後も調整費を活用した総合特区の財政支援を行っていく。</p> <p>支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する使途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。</p>
岩手県、新潟県、上越市、伊豆の国市、奈良県、愛媛県、宇和島市、高知県	<p>○長野北部地震や平成23年豪雨などでも同様の事例が生じている。</p> <p>長野県北部地震においては、A市(全壊31棟/半壊193棟)及びB町(全壊6棟/半壊47棟)は支援法が適用されたが、C市(全壊2棟/半壊18棟)は支援法の適用とならなかった。</p> <p>平成23年7月新潟・福島豪雨においては、D市(全壊10棟/半壊400棟/床上浸水13棟)、E市(全壊2棟/半壊1棟/床上浸水8棟)、F市(全壊9棟/半壊41棟/床上浸水75棟)、G市(全壊2棟/半壊3棟/床上浸水52棟)、H市(全壊2棟/半壊116棟/床上浸水223棟)、I市(全壊3棟/半壊1棟/床上浸水286棟)、J町(全壊8棟/半壊201棟/床上浸水1棟)は全域が支援法が適用され、K市(全壊4棟/半壊36棟/床上浸水198棟)は一部区域のみ支援法が適用され、L市(床上浸水49棟)、M市(全壊1棟/半壊2棟/床上浸水5棟)、N市(半壊4棟/床上浸水18棟)、O市(床上浸水33棟)、P市(床上浸水4棟)、Q市(床上浸水3棟)、R町(床上浸水15棟)及びS村(床上浸水1棟)は支援法の適用とならなかった。</p> <p>○本県でも、同一災害であったが被災市町村で被害棟数が要件に達せず、被災者生活再建支援制度の適用外となり、支援を受けられない被災者が出てくるなど、支援の適用について不均衡が生じた。</p> <p>同制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活再建を支援し、生活の安定と自立を目的としたものであるため、同一災害であれば、地域の住宅被害棟数に関わらず、一律に支援の対象とし、不均衡を是正すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A市(適用 支援法施行令第1条第2号) 全壊22棟</li> <li>・B村(適用 支援法施行令第1条第6号) 全壊4棟</li> <li>・C村(適用 支援法施行令第1条第6号) 全壊4棟</li> <li>・D村(適用 支援法施行令第1条第2号) 全壊12棟</li> <li>・E村(非適用) 全壊1棟</li> </ul> <p>○平成27年9月関東・東北豪雨災害において、本県内でも同様の事例が発生している。</p> <p>A市 半壊282(適用) B市 大規模半壊2、半壊84(非適用) C町 半壊78(非適用)</p> <p>○平成26年の台風第11号・第12号災害において、同様の事例(救助法の適用を受け町で支援対象となった方がいた一方で、救助法の適用を受けなかった町で支援の対象とならなかった方がいた)あり。</p> <p>○本県においても平成16年の台風21号では、大きな被害が発生し、同制度が適用されたが、当該地域内にある一部の市及び町では、全壊世帯や床上浸水等の被害はあったものの、世帯数の適用要件を満たしていなかったため、同制度が適用されなかった。</p>	<p>被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、相互扶助の観点から全ての都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、国が財政支援(2分の1の補助)を行う制度です。</p> <p>同一災害であっても適用対象とならない場合は、市町村単位で全壊世帯が9世帯以下といった小さい被害であり、被災地地方公共団体において対応することが可能であり、当該地方公共団体による対応を前提としており、支援法の適用要件を満たさない地方公共団体に対しては、各都道府県で独自に支援措置を講じていただき、被災者に必要な支援が行われるよう対応してきたところです。</p> <p>また、支援法の適用対象となる災害と同一の災害で同法の対象とならない被災地域の被災者に対して、都道府県が支援法と同水準の支援金等を被災者に支給した場合、支援金支給額の2分の1が特別交付税措置されています。</p> <p>さらに、台風や梅雨期の災害のように大きな住宅被害が広域に散在するような場合にも対象とできるよう、平成22年に同一災害に係る基準の緩和を図ったところです。</p> <p>なお、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言(平成25年12月)」において、『同一災害で全ての被災区域に法を適用する場合、全壊世帯が1世帯のみであっても国が補助することになり「市町村」「都道府県」「国」それぞれが役割を果たすという災害対策基本法の体系や、被災者支援への国のあり方そのものに大きな影響を及ぼすことになる。』、『現在の国と地方の役割分担の下では、現行の支援法や同法施行令に規定する適用要件を拡大することは困難と考えられる。』との提言がなされているところです。</p> <p>いずれにしても、被災者生活再建支援金の支給対象の拡充については、東日本大震災を始め、過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランス、国や都道府県の財政負担などを勘案する必要があり、慎重な検討が必要と考えます。</p>

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)
	区分	分野								
258	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等により安価で余裕教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を見直すこと。	厚生労働省・文部科学省より示された「放課後子ども総合プラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が示されている。対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するための施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余裕教室が減っており、加えて限られた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。また、今後児童数が減少する見込みである小学校において、現状では余裕教室がなく、また、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。このように、余裕教室が活用できるまでの間、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	現在は補助対象とされていないことから新たなリース方式による児童クラブ室等の設置は行っていないが、今後余裕教室等の活用が見込める場合には、活用できるまでの間リース方式により児童クラブ室を整備することにより、建設費用の削減及び学校施設等の有効活用が可能となる。また、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することは、働きながら子育てをする親にとっても大きな意味があるとともに、国を挙げて取り組んでいる女性の活躍を推進することにもつながる。	・「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府子本第204号) ・「放課後児童健全育成事業」の実施について」(平成27年雇児発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	指定都市市長会	
267	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童が生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置(平成32年3月31日まで)が適用される事業者に対して行っている公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除外する。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	待機児童が生じている都心部では、認可保育所(定員20名以上)に適した広い面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所(定員19名以下)が整備できることで、全体の確保数を増やすことが可能となる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条  特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2	内閣府、厚生労働省	特別区長会	
288	B 地方に対する規制緩和	産業振興	総合特区推進調整費による支援期間の延長	地域の実情に応じた総合特別区域計画に定めた事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間(当該総合特区にかかる最初の計画の認定から5年以内に限る)を延長すること	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。これまで、各府省の予算はもとより、当該調整費により、BNCT治療システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めてきており、順調に進捗している(内閣府総合特別区域推進本部 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。  これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降も、平成28年度から進めているけいはんな学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを継続展開していく予定である。しかしながら、当該調整費は支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特区計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。(関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	総合特区の計画更新時期を迎えるなか、新計画の認定に併せ、調整費の支援期間を延長することにより、特区事業への重点的・機動的支援が可能となる。特に関西が強みを有する医療・医薬、バッテリー・エネルギー分野に関し、総合特区制度を活用した、スピード感をもった支援を行うことにより、これら分野における研究開発や技術革新等に寄与。	総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条  総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府地活第9号)	内閣府	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
<p>柏市、長野市、東海市、門真市、倉敷市、宇部市、大分市</p>	<p>○本市では、対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するため、学校敷地内の余裕教室等を改修して事業を実施しており、施設を新設整備することは困難な状況にある。また、現状では余裕教室がなく、近隣に活用可能な公共施設がない場合、余裕教室が確保できるまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。そのような場合、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。</p> <p>○本市においても、児童数は減少している中、児童クラブに入会を希望する児童は増加しているが、数年後には減少していくことが予想される。学校教室については、児童が減少しているものの、35人学級の推進や、少人数教室を活用した授業などにより、活用できる余裕教室がない状況である。今後、一時的に学校敷地内にプレハブをリースし、児童クラブを運営することができれば、効果的な待機児童対策が実施できることから、提案事項に共同提案団体として参画するもの。</p> <p>○本市でも小学校の余裕教室を一時利用という形で放課後児童クラブの運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人数教室の煽りを受け、余裕教室の減少に伴い放課後児童クラブの施設確保に苦慮している。そのため、今後リース方式の施設整備も視野に入れた形で児童クラブの運営方針を検討していく必要がある。</p> <p>○余裕教室の活用以外に本市では、学校舎の建替えがある場合は児童クラブ室を合築、余裕教室がなく、学校舎の建替え予定がない場合は、クラブ室を建て上げる方針で整備を進めている。その為、余裕教室がなく学校舎の耐用年数残が概ね20年以下であれば、リース方式によりクラブ室の整備を行っているところであるが、リース方式による整備の場合補助対象とならない為、財政的な負担が大きくなっている。</p>	<p>○施設の整備に当たっては、「子ども・子育て支援整備交付金」により補助を行っているが、放課後児童クラブの占有施設を建設するための補助金であり、その性格上、建物の賃借料を補助対象とすることは困難である。</p> <p>○また、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」において、放課後児童クラブの運営費補助など各種事業を行っているが、放課後児童クラブ支援事業において、放課後児童クラブを学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料について補助を行っている。本事業はクラブの運営を支援することが目的であるため、財産取得の側面が強い所有権移転の条項が附されている賃貸借契約に係る費用を補助対象とすることは困難であると考えている。</p>
<p>文京区、青梅市、神奈川県、横浜市、尾張旭市、京都市、大分市</p>	<p>○本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できずにいる施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、優先的に小規模施設からの受入れをすることができないことである。5年以内には改善される見込みは立っておらず、改正が望ましい。</p> <p>○待機児童が発生している未満児の状況を解消するため、小規模保育事業所の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い。当市では、小規模保育事業所卒園者に加点をすることで、どこかの園に入園できるよう調整していくが、連携施設として1箇所を固定することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまっている状況であり、小規模保育事業者から調整を依頼された場合、市としても調整が難しい。</p> <p>○待機児童が生じている本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の卒園児(3歳児)を受け入れる余裕がないため、小規模保育事業者等が連携施設を設けることが困難となっている。</p> <p>○本県においても、家庭的保育事業等68施設(政令市・中核市を除く)あるうち、連携施設が設定されているのは26施設にとどまっている状況である。小規模保育施設など家庭的保育事業等は年々増加している中、現状から推察すると、経過措置期間中に全ての施設において連携設定がされるのは難しいと考えられる。</p> <p>○認可保育所の3歳児の受入れ枠が少なく、家庭的保育、小規模保育からの卒園時の全員受入れが難しくなりつつある。家庭的保育や小規模保育の定員増や新規開設もあり、連携施設の確保が困難となっている。連携施設に関する要件の緩和を希望する。</p> <p>○本市においても、保育所における3歳児の入所枠は、限られており、小規模保育事業者が3歳以降の受け入れ先の連携施設を確保することは困難な状況である。また、代替保育の提供においても、児童の受け入れ又は職員の派遣をする余裕が保育所になく、連携施設を確保することは困難な状況である。そのため、待機児童が生じている又は保育所において定員外児童を多く受け入れている都市部においては、公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受け入れ要件及び代替保育の提供要件を除外する必要性がある。</p> <p>○3歳児の保育所待機児童の発生している状況下で、3歳児以降の受け皿を設定、確約することは、事実上不可能な状況である。また、平成32年度以降の保育所待機児童の状況について見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け皿の設定を前提とした小規模保育事業等、地域型保育事業の開設を進めていくことは厳しい状況である。認可保育所に適した物件が少ない都心部において、規模の小さなテナント物件等を活用できる小規模保育所の設置は、待機児童解消に有効であることから、左記の公定価格の減額廃止、または経過措置の対象から卒園児受け入れ要件を除外することを要望する。</p>	<p>○連携施設の設定に要する経費については、既に公定価格の基本分単価に含まれているところであり、当該取扱いは、連携施設を設定していないことに対する減額措置ではないことから、廃止することは不相当である。</p> <p>○家庭的保育事業等については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、家庭的保育事業等を利用する保護者の安心及び事業の安定性の確保のために、連携施設が果たす機能の1つとして、卒園後の3～5歳児の受け皿となることを求めているところであり、連携施設に卒園後の受け皿としての機能を果たしていただくことで、卒園後の入園先を確実に確保することが重要であると考えられる。</p> <p>経過措置期間中に連携施設を円滑に確保できるよう、今後、市町村による利用調整等の方法により、当該家庭的保育事業所等の利用乳幼児に対する保育の提供が終了する時点までに確保することを前提として認可することが可能である旨を通知する等の対応を行う予定である。</p>
<p>茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、宮崎県</p>	<p>○「つくば国際戦略総合特区」においても、数値目標の目標年度が平成28年度であるため、本年9月、目標年度を延長するための計画変更申請を予定しているが、一方で、現状では調整費の活用可能期間は平成29年3月9日までであるため、計画変更が認定されても、調整費の活用は継続できないという支障がある。</p> <p>本特区は、毎年度1件以上の新規プロジェクト創出を目標としており、創出間もないプロジェクトや、今後創出される新たなプロジェクトにおいて、今後も調整費の活用可能性があることから、調整費の支援期間の延長を求める。</p> <p>○本県は他県と平成22年に「東九州メディカルバレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定を受けたが、数値目標の目標年(平成28年)を迎えるため、現在、両県にて計画変更による継続認定申請を検討中である。医療機器研究開発支援事業に総合特区推進調整費を活用した実績があり、今後も支援が必要な事業があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>○関西イノベーション国際戦略総合特区と同様、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区及びさがみロボット産業特区では、平成24～26年度の間総合特区推進調整費を活用した実績があり、拠点施設の整備や医療機器開発や生活支援ロボットの実用化など、さまざまな取組を進めており、順調に進捗している。</p> <p>総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の用途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている。本県における両特区では、最初の計画認定から5年が経過する平成29年3月9日又は平成30年6月28日以降は調整費の活用ができないという支障があり、今後も活用の可能性があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>※京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。</p> <p>※さがみロボット産業特区の計画期間は、平成29年度までであるが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。</p>	<p>総合特区推進調整費については、平成29年度予算案として15億円が計上されており、今後も調整費を活用した総合特区の財政支援を行っていく。</p> <p>支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する使途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。</p>